

第36回
法人会全国大会
(三重大会)

令和元年10月3日(木)
津市産業・スポーツセンター



主催 公益財団法人 全国法人会総連合
主管 一般社団法人 三重県法人会連合会

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

次第

第1部 記念講演 14:00～15:00

【演題】

「皇室と神宮」

【講師】

伊勢神宮

広報室広報課長 音羽 悟氏

第2部 式典 15:20～16:40

- (1) 開会の辞
- (2) 国歌斉唱
- (3) 来賓紹介
- (4) 主催者挨拶
- (5) 来賓祝辞
- (6) 表彰状贈呈
- (7) 税制改正提言の報告
- (8) 青年部会による租税教育活動の報告
- (9) 大会宣言
- (10) 閉会の辞

第3部 懇親会 17:00～18:00

- (1) 開会の挨拶
- (2) 乾杯
- (3) 閉会の挨拶

公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三



このたび、三重県法人会連合会のご協力を得て、第36回法人会全国大会を津市において開催する運びとなりました。このような盛大な大会をご準備いただきました関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

この全国大会は、法人会の「税制改正に関する提言」の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会会員が一堂に会し、交流と研さんを通じて、より一層連携を深めることを目的に、年に1回各地で開催しています。

私たち法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、税制に関する建設的な提言や子供達への租税教育など、「税」を中心とした公益的な幅広い活動を全国的に展開しています。

現在、わが国経済は米中の経済摩擦の影響などで企業収益に陰りが見えてきたほか、大規模な金融緩和策に手詰まり感が出ているなど予断を許さない状況となっています。

また、国家的課題である財政健全化は困難を極めており、長期債務残高は先進国の中で突出して悪化しています。加えて、少子高齢化と人口減少による社会保障給付費の急増が見込まれており、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を実現するため、「受益」と「負担」の均衡に向けた議論を早急に始めなければなりません。

法人会では、こうした点を踏まえ、このたび「税制改正に関する提言」を取りまとめたところであり、その趣旨が理解され、提言が実現されることを強く期待しています。

今後とも皆様方の力強いご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人 三重県法人会連合会
会長 宮崎 由至



全国各地から多数の法人会会員の皆様、国税庁長官をはじめ多くのご来賓の皆様をお迎えし、記念すべき令和元年に第36回全国大会三重大会を開催できますことは三重県法人会連合会並びに県内の8単位会にとりまして、この上ない喜びであり、心より歓迎申し上げます。

三重県は、太平洋に面している自然豊かな地域で2016年開催のG7伊勢志摩サミットの開催県として、また、伊勢神宮があることでも全国的に知られております。

伊勢神宮近くの「おかげ横丁」は、伊勢がおかげ参りで賑わっていた江戸時代から明治の街並みを再現した商店街で、土産物屋・飲食店が立ち並び、三重県の文化・伝統・食・人など様々な要素が凝縮されております。

伊勢神宮から車で20分程度の場所に位置している「二見興玉神社」は「夫婦岩」や「天岩屋」がある神社で、この地域では「二見が浦」と呼ばれ、古くから伊勢神宮に参拝するお伊勢参りのルートに加えられ、伊勢神宮の外宮にたどり着く一歩手前の海で身を清めるという意味があり、現在は神社に参拝して社殿で無垢塩祓いを受けることができます。

その他、2000年にユネスコの世界遺産に登録された熊野古道は世界各地からの観光客で賑わっております。

また、「食」については、太平洋の恵みをたっぷりうけた海の幸、全国的に名高い松阪牛などがあります。

三重大会が皆様方の心に残る大会になれば幸いです。

結びにあたり、全国の法人会ならびに会員企業のますますのご発展とご参会の皆様のご健勝を祈念申し上げ歓迎のご挨拶といたします。

◇演 題：「皇室と神宮」



◇講演会講師プロフィール

伊勢神宮 広報室広報課長

おと わ さとる
音 羽 悟 氏

経 歴：昭和41年生まれ

平成4年3月 皇學館大学大学院 修了

平成4年4月 神宮司廳奉職

平成10年4月 神宮宮掌

平成28年4月 神宮主事

広報室広報課長補佐

平成30年4月 広報室広報課長

表彰受彰会名簿

会員増強表彰

1. その年度において顕著な成果を挙げた県連に対する表彰

- (1) 優秀賞 (対前年50社以上)
- 沖縄県法人会連合会 (129社)
 - 青森県法人会連合会 (111社)
- (2) 努力賞 (対前年1社以上)
- 愛媛県法人会連合会 (39社)
 - 佐賀県法人会連合会 (29社)
 - 鹿児島県法人会連合会 (20社)

2. 高加入率を長期間維持している県連に対する表彰

- (1) 優秀賞 (加入率60%以上を3年間継続して維持)
該当なし
- (2) 努力賞 (加入率50%以上を3年間継続して維持)
- 長野県法人会連合会 (58.6%、58.2%、57.8%)
 - 静岡県法人会連合会 (55.2%、54.5%、54.3%)
 - 石川県法人会連合会 (50.6%、50.5%、50.7%)
 - 福井県法人会連合会 (62.2%、61.0%、59.8%)
 - 広島県法人会連合会 (51.7%、51.7%、51.4%)
 - 愛媛県法人会連合会 (52.7%、52.6%、52.3%)
 - 徳島県法人会連合会 (51.4%、50.6%、51.0%)
 - 高知県法人会連合会 (51.4%、50.7%、50.3%)

3. その年度において顕著な成果を挙げた単位会に対する表彰

- (1) 特別最優秀賞 (対前年60社以上)
- | | | | |
|-----------|------|---------|-----|
| 西新井 (東京) | 140社 | 防府 (山口) | 68社 |
| 伊勢崎 (群馬) | 115社 | 岡崎 (愛知) | 67社 |
| 福岡西部 (福岡) | 73社 | 福山 (広島) | 66社 |
| 新庄 (山形) | 70社 | 八戸 (青森) | 62社 |
- (2) 最優秀賞 (対前年20社以上)
- | | | | |
|-----------|-----|-------------|-----|
| 那覇 (沖縄) | 53社 | 江東西 (東京) | 23社 |
| 武蔵府中 (東京) | 46社 | 苫小牧地方 (北海道) | 22社 |
| 松任 (石川) | 42社 | 伊勢 (三重) | 22社 |
| 津 (三重) | 39社 | 沖縄中部 (沖縄) | 22社 |
| 鹿児島 (鹿児島) | 37社 | 杉並 (東京) | 21社 |
| 西大寺 (岡山) | 33社 | 江戸川南 (東京) | 21社 |
| 佐賀 (佐賀) | 27社 | 神奈川 (神奈川) | 21社 |
| 武雄 (佐賀) | 27社 | 東金 (千葉) | 21社 |
| 沖縄北部 (沖縄) | 24社 | 岡山東 (岡山) | 21社 |
| 江戸川北 (東京) | 23社 | 新居浜 (愛媛) | 20社 |

(3) 優秀賞 (対前年5社以上)

青森	(青森)	19社	行橋	(福岡)	9社
沖繩宮古	(沖繩)	19社	川薩	(鹿児島)	9社
会津若松	(福島)	18社	深川地方	(北海道)	8社
鹿行	(茨城)	17社	気仙地区	(岩手)	8社
沼津	(静岡)	17社	高田白木	(広島)	8社
伊賀	(三重)	17社	田川	(福岡)	8社
岡山西	(岡山)	16社	五所川原	(青森)	7社
今治	(愛媛)	16社	岳南	(静岡)	7社
直方	(福岡)	16社	松山	(愛媛)	7社
壱岐	(長崎)	15社	札幌南	(北海道)	6社
豊田	(愛知)	14社	盛岡	(岩手)	6社
広島西	(広島)	14社	米沢	(山形)	6社
東福岡	(福岡)	14社	熱海伊東	(静岡)	6社
飯田	(長野)	13社	菊池	(熊本)	6社
久慈	(岩手)	13社	天草	(熊本)	6社
弘前	(青森)	13社	八重山	(沖繩)	6社
北薩	(鹿児島)	13社	秩父	(埼玉)	5社
村上	(新潟)	12社	札幌北	(北海道)	5社
磐田	(静岡)	11社	黒石	(青森)	5社
富山	(富山)	11社	清水	(静岡)	5社
対馬	(長崎)	11社	児島	(岡山)	5社
阿南	(徳島)	10社	益田	(鳥根)	5社
秋田南	(秋田)	9社	北那覇	(沖繩)	5社

(4) 努力賞 (対前年1社以上)

糸魚川	(新潟)	4社	伊野	(高知)	2社
札幌東	(北海道)	4社	玉名	(熊本)	2社
登米	(宮城)	4社	奄美大島	(鹿児島)	2社
広島西南	(広島)	4社	保土ヶ谷	(神奈川)	1社
人吉地区	(熊本)	4社	本庄	(埼玉)	1社
船橋	(千葉)	3社	札幌西	(北海道)	1社
藤岡	(群馬)	3社	福島	(福島)	1社
上十三	(青森)	3社	会津喜多方	(福島)	1社
真庭	(岡山)	3社	大館	(秋田)	1社
佐久	(長野)	2社	浜松東	(静岡)	1社
八雲地方	(北海道)	2社	松阪	(三重)	1社
富良野地方	(北海道)	2社	柳井	(山口)	1社
むつ	(青森)	2社	萩	(山口)	1社
浜松西	(静岡)	2社	倉吉	(鳥取)	1社
輪島	(石川)	2社	松江	(鳥根)	1社
長門	(山口)	2社	宇和島	(愛媛)	1社
大川	(香川)	2社	佐世保	(長崎)	1社
大洲喜多	(愛媛)	2社	串木野日置	(鹿児島)	1社
八幡浜	(愛媛)	2社			

4. 純増を長期間維持している単位会に対する表彰

(1) 対前年1社以上の純増を3年間継続して維持

保土ヶ谷 (神奈川)	福 山 (広 島)
東 金 (千 葉)	柳 井 (山 口)
伊勢崎 (群 馬)	長 門 (山 口)
藤 岡 (群 馬)	菫 (山 口)
村 上 (新 潟)	西大寺 (岡 山)
札幌北 (北海道)	倉 吉 (鳥 取)
富良野地方 (北海道)	益 田 (鳥 根)
登 米 (宮 城)	新居浜 (愛 媛)
盛 岡 (岩 手)	大洲喜多 (愛 媛)
久 慈 (岩 手)	阿 南 (徳 島)
福 島 (福 島)	福岡西部 (福 岡)
会津喜多方 (福 島)	田 川 (福 岡)
秋田南 (秋 田)	行 橋 (福 岡)
五所川原 (青 森)	武 雄 (佐 賀)
米 沢 (山 形)	玉 名 (熊 本)
豊 田 (愛 知)	菊 池 (熊 本)
清 水 (静 岡)	北那覇 (沖 縄)
熱海伊東 (静 岡)	沖縄北部 (沖 縄)
浜松東 (静 岡)	沖縄宮古 (沖 縄)
伊 賀 (三 重)	八重山 (沖 縄)

(2) 特別表彰 (継続純増5年ごとの節目)

富良野地方 (北海道)	田 川 (福 岡)
登 米 (宮 城)	武 雄 (佐 賀)
福 山 (広 島)	北那覇 (沖 縄)
長 門 (山 口)	沖縄宮古 (沖 縄)
益 田 (鳥 根)	八重山 (沖 縄)
福岡西部 (福 岡)	

研修参加率向上表彰

1. その年度において顕著な成果を挙げた県連に対する表彰

(1) 優 秀 賞 (研修参加率200%以上)

該当なし

(2) 努 力 賞 (研修参加率160%以上)

佐賀県法人会連合会 (166.3%)

長崎県法人会連合会 (161.7%)

愛媛県法人会連合会 (161.1%)

2. 高研修参加率を長期間維持している県連に対する表彰

(1) 優秀賞（参加率200%以上を3年間維持）

該当なし

(2) 努力賞（参加率160%以上を3年間維持）

愛媛県法人会連合会（187.5%、164.2%、161.1%）

3. その年度において税法税務の研修参加率が高い単位会に対する表彰

(1) 優秀賞（税法税務研修参加率120%以上）

横浜中	（神奈川）	179.9%	今治	（愛媛）	123.2%
庄原	（広島）	175.9%	八幡浜	（愛媛）	122.8%
仙台北	（宮城）	175.7%	阿蘇	（熊本）	122.6%
佐世保	（長崎）	174.0%	熱海伊東	（静岡）	121.8%
四谷	（東京）	173.8%	長崎	（長崎）	117.1%
本庄	（埼玉）	166.6%	対馬	（長崎）	116.5%
麹町	（東京）	165.5%	目黒	（東京）	114.9%
山鹿	（熊本）	162.4%	山口	（山口）	112.7%
村上	（新潟）	154.9%	栗原	（宮城）	111.0%
仙台南	（宮城）	152.4%	小林	（宮崎）	109.0%
高田白木	（広島）	149.3%	三次	（広島）	107.7%
大洲喜多	（愛媛）	147.9%	新城	（愛知）	107.5%
宇摩	（愛媛）	139.3%	神田	（東京）	105.6%
伊予西条	（愛媛）	138.5%	市川	（千葉）	103.9%
京橋	（東京）	131.2%	横手	（秋田）	103.4%
滝川地方	（北海道）	131.0%	諫早大村	（長崎）	103.4%
壱岐	（長崎）	130.9%	水戸	（茨城）	101.9%
中野	（東京）	127.2%	名古屋中	（愛知）	101.8%
平戸	（長崎）	126.9%	日本橋	（東京）	101.2%
魚津	（富山）	126.0%	芝	（東京）	100.8%

※受彰会が40会に満たない場合には、上位40会（ただし、参加率100%以上）までを表彰

福利厚生制度推進表彰

1. その年度において顕著な成果を挙げた県連に対する表彰

(1) 大同生命取り扱い分（累積収入保険料 対前年101%以上）

該当なし

(2) A I G 損保取り扱い分（累積収入保険料 対前年110%以上）

秋田県法人会連合会	（162.9%）	鳥取県法人会連合会	（139.6%）
青森県法人会連合会	（156.5%）	岩手県法人会連合会	（137.2%）
山形県法人会連合会	（146.9%）	愛媛県法人会連合会	（137.1%）

徳島県法人会連合会	(134.6%)	愛知県法人会連合会	(117.0%)
香川県法人会連合会	(133.9%)	長崎県法人会連合会	(116.9%)
宮崎県法人会連合会	(127.8%)	福島県法人会連合会	(116.8%)
鹿児島県法人会連合会	(125.4%)	長野県法人会連合会	(116.8%)
高知県法人会連合会	(124.4%)	福岡県法人会連合会	(116.6%)
山梨県法人会連合会	(124.0%)	島根県法人会連合会	(116.1%)
岐阜県法人会連合会	(122.0%)	千葉県法人会連合会	(115.9%)
山口県法人会連合会	(121.4%)	新潟県法人会連合会	(115.1%)
三重県法人会連合会	(121.4%)	佐賀県法人会連合会	(115.1%)
茨城県法人会連合会	(121.4%)	熊本県法人会連合会	(115.0%)
岡山県法人会連合会	(121.3%)	富山県法人会連合会	(114.0%)
大分県法人会連合会	(120.6%)	神奈川県法人会連合会	(113.2%)
広島県法人会連合会	(120.4%)	福井県法人会連合会	(110.6%)
北海道法人会連合会	(119.6%)	東京法人会連合会	(110.5%)
宮城県法人会連合会	(118.9%)	石川県法人会連合会	(110.2%)
栃木県法人会連合会	(118.7%)	埼玉県法人会連合会	(110.1%)

(3) アフラック取り扱い分（累積収入保険料 対前年101%以上）

鳥取県法人会連合会	(107.5%)	福島県法人会連合会	(101.9%)
三重県法人会連合会	(105.4%)	島根県法人会連合会	(101.8%)
沖縄県法人会連合会	(104.9%)	徳島県法人会連合会	(101.7%)
福岡県法人会連合会	(103.2%)	宮城県法人会連合会	(101.6%)
栃木県法人会連合会	(103.2%)	山口県法人会連合会	(101.4%)
山梨県法人会連合会	(103.1%)	石川県法人会連合会	(101.3%)
岩手県法人会連合会	(103.0%)	千葉県法人会連合会	(101.3%)
青森県法人会連合会	(102.8%)	神奈川県法人会連合会	(101.1%)
鹿児島県法人会連合会	(102.7%)	埼玉県法人会連合会	(101.1%)
岡山県法人会連合会	(102.1%)	高知県法人会連合会	(101.0%)
愛媛県法人会連合会	(101.9%)		

2. 高成績を長期間維持している県連に対する表彰

（累積収入保険料 対前年100%以上を3年間継続して維持）

沖縄県法人会連合会	(108.9%)	107.7%	103.0%
福岡県法人会連合会	(103.2%)	105.5%	103.5%
長崎県法人会連合会	(107.1%)	103.5%	101.0%
石川県法人会連合会	(104.2%)	104.8%	101.8%
鹿児島県法人会連合会	(102.5%)	104.1%	104.2%
徳島県法人会連合会	(101.6%)	104.4%	104.7%
岡山県法人会連合会	(103.3%)	103.5%	103.8%
宮城県法人会連合会	(104.6%)	103.6%	102.2%
佐賀県法人会連合会	(103.5%)	105.3%	101.6%
神奈川県法人会連合会	(104.0%)	103.4%	102.0%
埼玉県法人会連合会	(103.6%)	104.8%	101.0%
大分県法人会連合会	(101.3%)	104.9%	102.9%
愛媛県法人会連合会	(102.1%)	103.1%	103.8%
千葉県法人会連合会	(102.8%)	103.8%	102.4%
愛知県法人会連合会	(103.3%)	103.5%	102.2%

高知県法人会連合会	(102.9%	104.5%	101.3%)
青森県法人会連合会	(102.2%	102.4%	103.9%)
岐阜県法人会連合会	(101.8%	104.0%	102.5%)
熊本県法人会連合会	(102.0%	104.9%	101.4%)
広島県法人会連合会	(102.8%	102.7%	102.7%)
山梨県法人会連合会	(102.0%	102.8%	103.4%)
三重県法人会連合会	(101.9%	103.5%	102.6%)
北海道法人会連合会	(101.9%	103.2%	102.6%)
宮崎県法人会連合会	(102.0%	102.0%	103.7%)
山口県法人会連合会	(102.7%	102.3%	102.5%)
岩手県法人会連合会	(100.7%	102.9%	103.2%)
栃木県法人会連合会	(102.3%	103.1%	101.3%)
東京法人会連合会	(102.9%	103.0%	100.5%)
富山県法人会連合会	(101.4%	103.1%	101.0%)
山形県法人会連合会	(100.3%	102.8%	102.0%)
長野県法人会連合会	(102.3%	101.6%	101.2%)
茨城県法人会連合会	(100.9%	101.8%	102.3%)
島根県法人会連合会	(101.6%	102.6%	100.6%)
新潟県法人会連合会	(102.1%	102.0%	100.1%)
群馬県法人会連合会	(101.6%	101.5%	100.0%)

3. その年度において大型総合保障制度の役員加入率が高い 県連に対する表彰

(加入率70%以上)

佐賀県法人会連合会	(84.0%)	熊本県法人会連合会	(74.1%)
三重県法人会連合会	(79.9%)	鹿児島県法人会連合会	(73.4%)
高知県法人会連合会	(79.8%)	福島県法人会連合会	(72.0%)
福岡県法人会連合会	(79.4%)	神奈川県法人会連合会	(71.9%)
広島県法人会連合会	(77.3%)	栃木県法人会連合会	(71.5%)
福井県法人会連合会	(77.0%)	長野県法人会連合会	(70.9%)
宮崎県法人会連合会	(77.0%)	富山県法人会連合会	(70.4%)
山口県法人会連合会	(75.7%)	埼玉県法人会連合会	(70.2%)
長崎県法人会連合会	(75.0%)	岐阜県法人会連合会	(70.2%)

4. その年度において顕著な成果を挙げた単位会に対する表彰

(累積収入保険料 対前年103%以上)

釜石地区	(岩 手)	144.5%	登米	(宮 城)	112.7%
桐生	(群 馬)	119.7%	飛騨	(岐 阜)	111.6%
隠岐	(島 根)	118.9%	宮古	(岩 手)	111.3%
五島	(長 崎)	117.1%	石巻	(宮 城)	111.2%
江差地方	(北 海 道)	113.6%	曾於	(鹿 児 島)	110.8%
湯沢	(秋 田)	112.9%	栗原	(宮 城)	110.8%
旭川東	(北 海 道)	112.8%	竜ヶ崎	(茨 城)	110.7%

佐渡	(新 潟)	110.0%	阿波麻植	(徳 島)	106.0%
銚子	(千 葉)	109.7%	広島北	(広 島)	106.0%
十勝池田地方	(北 海 道)	109.1%	山口	(山 口)	106.0%
苫小牧地方	(北 海 道)	108.8%	玉野	(岡 山)	106.0%
鳥取	(鳥 取)	108.6%	胆江	(岩 手)	105.9%
大洲喜多	(愛 媛)	108.6%	岩国	(山 口)	105.9%
村上	(新 潟)	108.5%	四日市	(三 重)	105.9%
浦河地方	(北 海 道)	108.3%	福岡西部	(福 岡)	105.9%
大川三瀧	(福 岡)	108.2%	吾妻	(群 馬)	105.8%
別府	(大 分)	108.1%	福山	(広 島)	105.8%
目黒	(東 京)	108.1%	弘前	(青 森)	105.8%
津島	(愛 知)	107.9%	大牟田	(福 岡)	105.6%
南会津	(福 島)	107.8%	米子	(鳥 取)	105.6%
熱海伊東	(静 岡)	107.7%	宮崎県北	(宮 崎)	105.5%
鈴鹿	(三 重)	107.5%	五所川原	(青 森)	105.5%
岡山西	(岡 山)	107.4%	中川	(愛 知)	105.5%
対馬	(長 崎)	107.4%	阿南	(徳 島)	105.5%
沖繩宮古	(沖 縄)	107.4%	西尾	(愛 知)	105.5%
能代	(秋 田)	107.3%	直方	(福 岡)	105.4%
茂原	(千 葉)	107.2%	児島	(岡 山)	105.4%
白杵津久見	(大 分)	107.2%	大月	(山 梨)	105.4%
広島東	(広 島)	107.2%	青森	(青 森)	105.4%
木曾	(長 野)	107.2%	神田	(東 京)	105.3%
宇和島	(愛 媛)	107.1%	宮崎	(宮 崎)	105.2%
長井	(山 形)	107.1%	高田白木	(広 島)	105.2%
伊予西条	(愛 媛)	107.1%	中濃	(岐 阜)	105.2%
鳴門	(徳 島)	107.0%	成田	(千 葉)	105.2%
倉吉	(鳥 取)	107.0%	網走地方	(北 海 道)	105.1%
脇町	(徳 島)	106.9%	呉	(広 島)	105.1%
刈谷	(愛 知)	106.8%	土浦	(茨 城)	105.0%
八幡浜	(愛 媛)	106.6%	松山	(愛 媛)	104.9%
鹿児島	(鹿 児 島)	106.6%	甘木朝倉	(福 岡)	104.9%
久慈	(岩 手)	106.5%	寒河江	(山 形)	104.9%
柳井	(山 口)	106.5%	緑	(神 奈 川)	104.9%
大崎	(宮 城)	106.5%	都城	(宮 崎)	104.9%
防府	(山 口)	106.5%	尾道	(広 島)	104.8%
八女	(福 岡)	106.4%	武雄	(佐 賀)	104.8%
菊池	(熊 本)	106.4%	杉並	(東 京)	104.8%
二本松	(福 島)	106.4%	武蔵府中	(東 京)	104.8%
大北	(長 野)	106.4%	糸魚川	(新 潟)	104.7%
名古屋中	(愛 知)	106.3%	西大寺	(岡 山)	104.7%
滝川地方	(北 海 道)	106.3%	玉川	(東 京)	104.6%
飯田	(長 野)	106.2%	久留米	(福 岡)	104.6%
大田原	(栃 木)	106.1%	本荘	(秋 田)	104.6%
所沢	(埼 玉)	106.0%	足利	(栃 木)	104.5%

平戸	(長 崎)	104.5%	米沢	(山 形)	103.7%
須崎	(高 知)	104.4%	熱田	(愛 知)	103.6%
岡崎	(愛 知)	104.4%	西新井	(東 京)	103.6%
東金	(千 葉)	104.4%	東広島	(広 島)	103.5%
札幌南	(北 海 道)	104.4%	松阪	(三 重)	103.5%
出雲	(島 根)	104.4%	島田	(静 岡)	103.5%
江戸川北	(東 京)	104.4%	川崎南	(神 奈 川)	103.5%
那覇	(沖 縄)	104.3%	帯広地方	(北 海 道)	103.5%
行橋	(福 岡)	104.3%	川口	(埼 玉)	103.5%
札幌北	(北 海 道)	104.3%	若松	(福 岡)	103.5%
藤岡	(群 馬)	104.3%	一宮	(愛 知)	103.5%
荒川	(東 京)	104.2%	釧路地方	(北 海 道)	103.4%
鹿行	(茨 城)	104.1%	飯塚	(福 岡)	103.4%
大分	(大 分)	104.0%	壱岐	(長 崎)	103.4%
鹿屋肝属	(鹿 児 島)	104.0%	徳島	(徳 島)	103.4%
倉敷	(岡 山)	104.0%	伊勢	(三 重)	103.3%
札幌中	(北 海 道)	104.0%	秋田南	(秋 田)	103.3%
串木野日置	(鹿 児 島)	103.9%	山梨	(山 梨)	103.3%
八戸	(青 森)	103.9%	伊豆下田	(静 岡)	103.3%
川薩	(鹿 児 島)	103.9%	小倉	(福 岡)	103.3%
博多	(福 岡)	103.9%	東福岡	(福 岡)	103.2%
田川	(福 岡)	103.9%	岳南	(静 岡)	103.2%
相模原	(神 奈 川)	103.9%	長崎	(長 崎)	103.1%
津山	(岡 山)	103.8%	沖縄北部	(沖 縄)	103.1%
幡多	(高 知)	103.8%	新見	(岡 山)	103.1%
保土ヶ谷	(神 奈 川)	103.7%	横須賀	(神 奈 川)	103.0%
井笠	(岡 山)	103.7%	松戸	(千 葉)	103.0%
新居浜	(愛 媛)	103.7%	札幌東	(北 海 道)	103.0%



令和2年度税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- 今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のPB黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきである。
 - (1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。
 - (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
 - (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
 - (4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保すべきである。
 - (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できない。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。
- 超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応

じることを原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず臍より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。
 - (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
 - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。うえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
 - (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性

の高い対策をとるべきである。

- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

- マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

- “先進国クラブ” と称されるOECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。
- EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実には変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要があろう。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾

力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ. 地方のあり方

- 国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になろう。
- 「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。
- 地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められ

てきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかねばならない。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- 近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。
- 近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年(現行3年)に延長すること。(「個別事項」参照)

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
 - (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
 - (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
 - (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止
事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
 3. 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
 4. 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

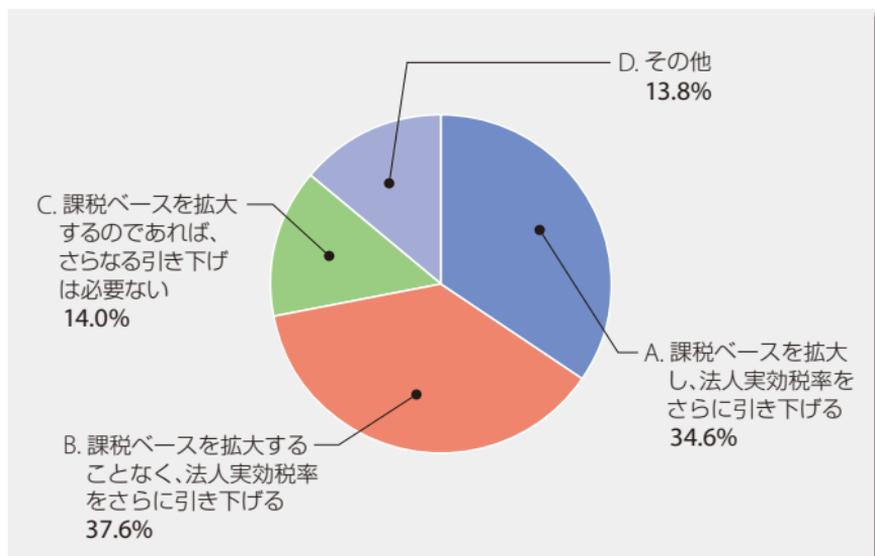
1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

令和2年度税制改正スローガン

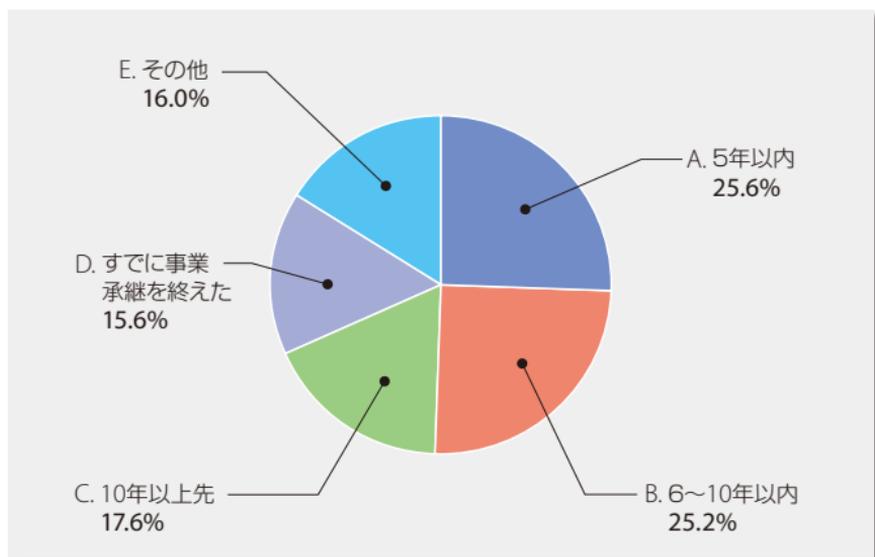
- 経済の再生と財政健全化を目指し、
歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。
活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！

令和2年度税制改正に関するアンケート

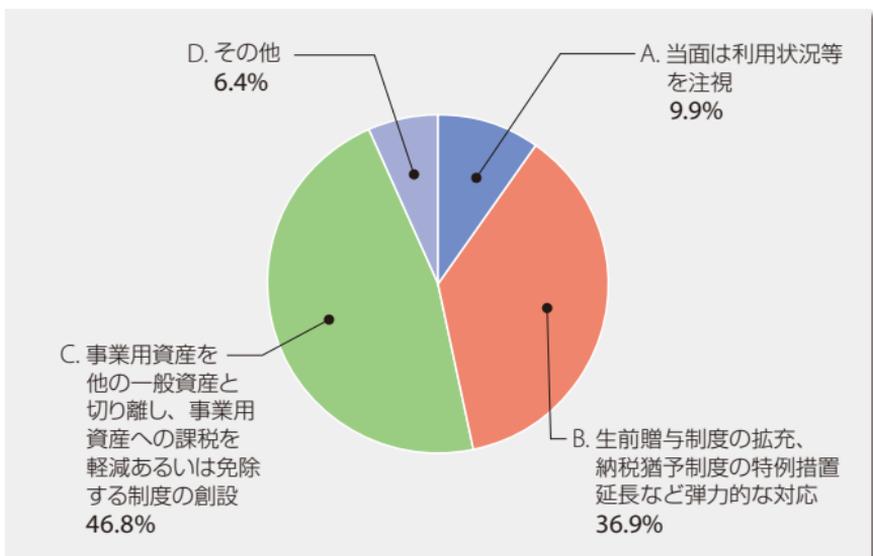
Q1 我が国の法人実効税率は29.74%ですが、今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。



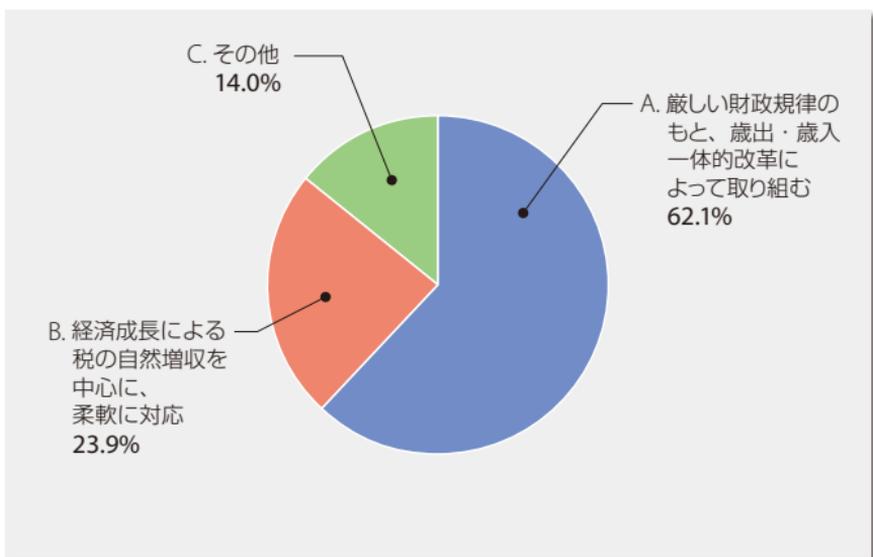
Q2 あなたの会社の事業承継の時期（予定を含む）についてお答えください。



Q 3 平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われました。今般の改正を踏まえて、事業承継についてどのように考えますか。



Q 4 国と地方の長期債務残高が1,100兆円に達し、我が国の財政悪化は先進国の中でも突出しています。政府は、基礎的財政収支の黒字化達成時期を2020年度から2025年度に延期しましたが、財政健全化についてどう考えますか。



大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。大規模金融緩和の効果も期待できなくなった上、米中の経済摩擦によるマイナスの影響が顕在化してきたためである。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義的政策がわが国をも対象とするなど予断を許さない状況となっている。

国家的課題である財政健全化は困難を極めており、わが国の長期債務残高は先進国の中で突出して悪化している。また、わが国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という深刻な構造問題も抱えている。社会保障の恒久的安定財源である消費税は、今般、税率が10%に引き上げられたが、今後の社会保障給付費の増大と財政健全化の困難さを考えれば、「受益」と「負担」の均衡に向けた議論を早急に開始することが重要である。

中小企業は、地域経済と雇用の担い手である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持するとともに、わが国経済の礎として、中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制のさらなる拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、令和という新しい時代を迎え、ここ三重の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和元年10月3日
全国法人会総連合 全国大会

ご来賓（招待者）

●官公庁

国 税 庁 長 官	星 野 次 彦 様
同 課 税 部 長	重 藤 哲 郎 様
同 法 人 課 税 課 長	鈴 木 孝 直 様
名 古 屋 国 税 局 長	小 原 昇 様
同 課 税 第 二 部 長	北 川 昌 弘 様
同 課 税 第 二 部 次 長	野 路 英 幸 様
津 税 務 署 長	村 松 進 様
三 重 県 知 事	鈴 木 英 敬 様
津 市 長	前 葉 泰 幸 様

●友誼団体

東海税理士会三重県支部連合会会長	中 川 直 之 様
三重県商工会議所連合会会長	岡 本 直 之 様
三重県商工会連合会会長	坂 下 啓 登 様
三重県青色申告会連合会会長	柿 澤 芳 喜 様
三重県納税貯蓄組合連合会会長	岡 田 嘉 典 様
三重県間税会連合会会長	黄 瀬 稔 様

●厚生事業協力会社

大同生命保険株式会社	
代表取締役社長	工 藤 稔 様
A I G 損害保険株式会社	
代表取締役社長兼CEO	ケネス・ライリー 様
アフラック生命保険株式会社	
代表取締役社長	古 出 眞 敏 様

全法連役員

(敬称略)

会 長	小 林 栄 三	(東 京)
筆頭副会長	利 根 忠 博	(埼 玉)
副 会 長	阿 部 友 太 郎	(東 京)
同	飯 野 光 彦	(同)
同	石 崎 明	(神奈川)
同	加 藤 欽 也	(北海道)
同	相 澤 博 彦	(宮 城)
同	山 本 重 土	(愛 知)
同	北 村 哲 志	(石 川)
同	野 坂 文 雄	(広 島)
同	遠 山 誠 司	(香 川)
同	竹 島 和 幸	(福 岡)
同	竹 下 英	(熊 本)
専務理事	松 崎 也 寸 志	
常任理事	松 本 光 史	(東 京)
同	梶 川 修 司	(神奈川)
同	花 島 恭 一	(千 葉)
同	鬼 澤 邦 夫	(茨 城)
同	木 口 聖 也	(新 潟)
同	川 島 崇 則	(北海道)
同	猪 狩 正 明	(福 島)
同	三 上 伸	(青 森)
同	中 西 勝 則	(静 岡)
同	村 瀬 幸 雄	(岐 阜)
同	河 上 弥 一 郎	(富 山)
同	村 江 清 志	(鳥 取)
同	角 裕 和	(高 知)
同	森 拓 二 郎	(長 崎)
同	矢 野 利 幸	(大 分)
同	上 間 優 仁	(沖 縄)
理 事	松 崎 宗 仁	(東 京)
同	青 柳 晴 久	(同)

大会参加登録法人会

〈東京国税局管内〉

●東京法人会連合会

麹町法人会
神田法人会
日本橋法人会
京橋法人会
芝法人会
四谷法人会
麻布法人会
小石川法人会
本郷法人会
上野法人会
浅草法人会
荏原法人会
大森法人会
蒲田法人会
世田谷法人会
北沢法人会
玉川法人会
目黒法人会
渋谷法人会
中野法人会
杉並法人会
荻窪法人会
板橋法人会
練馬東法人会
練馬西法人会
豊島法人会
王子法人会
荒川法人会
足立法人会
西新井法人会
本所法人会
向島法人会
葛飾法人会
江東西法人会
江東東法人会
青梅法人会
八王子法人会
町田法人会
立川法人会
東村山法人会
武蔵野法人会
武蔵府中法人会

●神奈川県法人会連合会

横浜中法人会
横浜南法人会
保土ヶ谷法人会
戸塚法人会

神奈川法人会
緑法人会
鶴見法人会
川崎南法人会
川崎北法人会
川崎西法人会
横須賀法人会
鎌倉法人会
藤沢法人会
平塚法人会
厚木法人会
大和法人会
相模原法人会

●千葉県法人会連合会

千葉東法人会
千葉西法人会
千葉南法人会
成田法人会
松戸法人会
柏法人会
市川法人会
船橋法人会
佐原法人会
銚子法人会
東金法人会
茂原法人会
木更津法人会
館山法人会

●山梨県法人会連合会

甲府法人会
大月法人会
山梨法人会
皷沢法人会

〈関東信越国税局管内〉

●埼玉県法人会連合会

浦和法人会
朝霞法人会
大宮法人会
上尾法人会
川口法人会
西川口法人会
川越法人会
所沢法人会
東松山法人会
秩父法人会
熊谷法人会
本庄法人会

行田法人会
春日部法人会
越谷法人会

●茨城県法人会連合会

水戸法人会
日立法人会
鹿行法人会
竜ヶ崎法人会
土浦法人会
下館法人会

●栃木県法人会連合会

宇都宮法人会
鹿沼日光法人会
真岡法人会
栃木法人会
大田原法人会
氏家法人会
足利法人会
佐野法人会

●群馬県法人会連合会

前橋法人会
伊勢崎法人会
高崎法人会
藤岡法人会
富岡法人会
吾妻法人会
沼田法人会
桐生法人会
東毛法人会

●長野県法人会連合会

長野法人会
上田法人会
諏訪法人会
飯田法人会
松本法人会
大北法人会
信濃中野法人会

●新潟県法人会連合会

新潟法人会
新発田法人会
燕西蒲法人会
三条法人会
小千谷法人会
十日町法人会
高田法人会
村上法人会

〈札幌国税局管内〉

- 北海道法人会連合会
札幌中法人会
札幌西法人会
札幌北法人会
札幌東法人会
札幌南法人会
函館法人会
江差地方法人会
八雲地方法人会
小樽法人会
岩見沢地方法人会
旭川中法人会
富良野地方法人会
稚内地方法人会
室蘭地方法人会
紋別地方法人会
北見地方法人会
釧路地方法人会
帯広地方法人会

〈仙台国税局管内〉

- 宮城県法人会連合会
仙台北法人会
仙台中法人会
仙台南法人会
塩釜法人会
石巻法人会
- 岩手県法人会連合会
盛岡法人会
花北法人会
胆江法人会
一関地区法人会
気仙地区法人会
釜石地区法人会
宮古法人会
久慈法人会
二戸法人会
- 福島県法人会連合会
福島法人会
郡山法人会
須賀川法人会
南会津法人会
会津喜多方法人会
白河法人会
いわき法人会
- 秋田県法人会連合会
秋田南法人会
本荘法人会
大曲法人会

湯沢法人会

- 青森県法人会連合会
青森法人会
黒石法人会
五所川原法人会
上十三法人会
むつ法人会
八戸法人会
- 山形県法人会連合会
寒河江法人会
村山法人会
新庄法人会
鶴岡法人会
長井法人会
米沢法人会

〈名古屋国税局管内〉

- 愛知県法人会連合会
名古屋中法人会
名古屋東法人会
千種法人会
名古屋北法人会
名古屋西法人会
名古屋中村法人会
昭和法人会
熱田法人会
中川法人会
小牧法人会
瀬戸旭法人会
一宮法人会
津島法人会
半田法人会
刈谷法人会
西尾法人会
岡崎法人会
豊田法人会
東三河法人会
新城法人会
- 静岡県法人会連合会
静岡法人会
清水法人会
沼津法人会
三島田方法人会
熱海伊東法人会
岳南法人会
藤枝法人会
島田法人会
磐田法人会
掛川法人会
浜松西法人会
浜松東法人会

- 岐阜県法人会連合会
岐阜北法人会
岐阜南法人会
大垣法人会
中濃法人会
多治見法人会
中津川法人会
飛騨法人会

〈金沢国税局管内〉

- 石川県法人会連合会
金沢法人会
松任法人会
小松法人会
七尾法人会
輪島法人会
- 福井県法人会連合会
福井法人会
坂井法人会
奥越法人会
南越法人会
敦賀法人会
小浜法人会
- 富山県法人会連合会
富山法人会
魚津法人会
高岡法人会
砺波法人会
- 広島県法人会連合会
広島東法人会
広島西法人会
広島南法人会
広島西南法人会
呉法人会
広島北法人会
高田白木法人会
東広島法人会
竹原豊田法人会
尾道法人会
三原法人会
福山法人会
府中法人会
三次法人会
庄原法人会
- 山口県法人会連合会
柳井法人会
徳山周南法人会
防府法人会

厚狭法人会
下関法人会

●岡山県法人会連合会

岡山東法人会
岡山西法人会
西大寺法人会
瀬戸法人会
玉野法人会
児島法人会
倉敷法人会
玉島法人会
真庭法人会

●鳥取県法人会連合会

鳥取法人会
米子法人会

●島根県法人会連合会

松江法人会
雲南法人会
出雲法人会
石見大田法人会
浜田法人会
益田法人会
隠岐法人会

〈高松国税局管内〉

●香川県法人会連合会

高松法人会
丸亀法人会
観音寺法人会
坂出法人会
大川法人会
小豆島法人会

●愛媛県法人会連合会

松山法人会
今治法人会
伊予西条法人会
新居浜法人会
宇摩法人会
大洲喜多法人会
八幡浜法人会
宇和島法人会

●徳島県法人会連合会

徳島法人会
阿波麻植法人会
阿南法人会
鳴門法人会
池田法人会

●高知県法人会連合会

高知法人会
伊野法人会
幡多法人会
須崎法人会
南国法人会
安芸法人会

〈福岡国税局管内〉

●福岡県法人会連合会

福岡中部法人会
福岡西部法人会
博多法人会
東福岡法人会
筑紫法人会
八幡法人会
若松法人会
直方法人会
田川法人会
飯塚法人会
久留米法人会
甘木朝倉法人会
大川三潁法人会
八女法人会
大牟田法人会
小倉法人会
門司法人会
行橋法人会

●佐賀県法人会連合会

佐賀法人会
鳥栖法人会
唐津法人会
武雄法人会
伊万里有田法人会

●長崎県法人会連合会

長崎法人会
諫早大村法人会
佐世保法人会
島原法人会
平戸法人会
五島法人会
壱岐法人会
対馬法人会

〈熊本国税局管内〉

●熊本県法人会連合会

熊本法人会
宇土法人会
玉名法人会
菊池法人会
八代地方法人会

天草法人会

●大分県法人会連合会

大分法人会
別府法人会
臼杵津久見法人会
佐伯法人会
豊後大野法人会
竹田法人会
日田玖珠法人会

●鹿児島県法人会連合会

串木野日置法人会
南薩法人会
指宿法人会
川薩法人会
北薩法人会
鹿屋肝属法人会
奄美大島法人会

●宮崎県法人会連合会

宮崎法人会
日南串間法人会
都城法人会
小林法人会
高鍋西都法人会
宮崎県北法人会

〈沖縄国税事務所管内〉

●沖縄県法人会連合会

那覇法人会
北那覇法人会
沖縄中部法人会
沖縄北部法人会

〈開催地県連〉

●三重県法人会連合会

津法人会
桑名法人会
鈴鹿法人会
四日市法人会
松阪法人会
伊勢法人会
伊賀法人会
尾鷲法人会

合計 412 会
1,724 名

(令和元年9月11日現在)



法人会キャラクター
「**けんた**」